

神戸ウインドアンサンブル規約

第1章 総 則

- 第1条 本団は、「神戸ウインドアンサンブル」と称する。
- 第2条 本団は、団員および団の音楽性の向上を図り、演奏活動を通じて質の高い音楽を提供することを目的とする。
- 第3条 本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 音楽性の向上に関すること
 2. 演奏活動に関すること
 3. 音楽を通じて団員相互の親睦と教養および娯楽に関すること
 4. その他、本団の目的遂行に有用であると思われること
- 第4条 本団の年間活動は概ね次の通りとする。
1. 定期演奏会
 2. 吹奏楽コンクール
 3. 神戸市吹奏楽祭（春季・秋季）
 4. 合宿（状況に応じて適宜実施）
 5. ウィンターコンサート（状況に応じて適宜実施）
 6. 依頼演奏（不定期）
- 第5条 本団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月1日に終わる。
- 第6条 本団の規約を変更するには、総会の決議を経なければならない。

第2章 団 員

- 第7条 本団の団員は高校生以上のものとし、本団の活動目的および活動方針に賛同するものとする。
- 第8条 団員の区分は次の3種とする。
1. 高校生
 2. 学生
 3. 一般
- 第9条 団員は、上記目的を達成するため、また、団務を円滑に推進するために、団の運営に協力しなければならない。
- 第10条 入団を希望するものは、別途「運営マニュアル」に定める手続きを経た上、団長の承認をもって入団したものとする。
- 第11条 退団・休復団手続きについては、別途「運営マニュアル」の定めるところによる。

第3章 役 員

- 第12条 本団に次の役員をおく。
- 団長 本団を代表し、団務を総括する。
- 副団長 団長を補佐し、団長に事故あるときはその任務を代行する。
- 総務担当 本団の団務の処理と団員間の連絡・調整を担当する。
入退団（休復団）の処理・把握を担当する。
- 渉外担当 他団体行事への祝電・花束等の贈与等を担当する。
神戸市、県、市吹奏楽連盟等の関係先との折衝を担当する。
- 会計担当 本団の会計全般を把握し、団費の徴収を担当する。
各行事会計の監査を実施する。
- 楽譜担当 本団の所有する楽譜の管理を担当する。
- 会計監査 本会計の監査を実施する。
- 第13条 役員任期は1年とする。重任は防げない。

第4章 総 会

- 第14条 通常総会は、団長が招集し、4月または5月に開催する。
- 第15条 通常総会では、次の事項を決議する。
1. 年間の活動計画および活動報告
 2. 本会計の収支予算および収支決算報告
 3. 役員を選出
 4. その他、役員会において、総会の決議を要すると認められた事項

- 第16条 臨時総会は、緊急を要する場合に団長が招集する。
 第17条 総会は、委任状も含め、団員の過半数をもって成立し、決議は、出席者の過半数の同意をもって決議とする。
 可否同数の場合は、議長の裁定をもって決議とする。

第5章 会 議

- 第18条 役員を構成員とする役員会を設ける。役員会は総会に次ぐ決議機関とする。役員会は団長が召集する。
 議事は、出席者の過半数の同意をもって決議とする。可否同数の場合は、団長の裁定をもって決議とする。
 第19条 各行事を円滑に遂行するために、夫々の行事について実行委員会を設ける。委員長は団長が任命し、委員は委員長が任命する。委員会は委員長が召集する。
 第20条 その他、団務の遂行のために必要な委員会を設ける。委員長は団長が任命し、委員は委員長が召集する。
 第21条 役員は、各種委員会に出席して助言を与えることが出来る。

第6章 経 費

- 第22条 本団の経費は、団費・助成金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。ただし、助成金および寄付金は役員会の承認を得なければこれを受理することは出来ない。
 第23条 団員は、次の団費を各月の第1練習日に会計担当に納入しなければならない。
 高校生 1,500 円/月
 学生 2,000 円/月
 一般 3,000 円/月
 第24条 休団者についても団費を徴収する。その額は100円/月とする。

第7章 会計処理

- 第25条 本会計は、一般会計と特別会計で構成する。
 第26条 一般会計は、団お通常の運営にかかわる収支を管理し、特別会計は、楽器等設備・備品購入のための積立および支払ならびに演奏会等の支援に関わる費用を管理する。
 第27条 演奏会等の行事会計は、それぞれ行事毎の独立採算制とし、その余剰金は、特別会計へ繰り入れるものとする。

第8章 付 則

- 第28条 本規約に定めのない事項については、役員会で定める「運営マニュアル」または、これに準ずる定めによる。
 第29条 本規約または「運営マニュアル」等の適用について疑義が生じた場合は、役員会の決議による。
 第30条 本規約は、平成16年6月13日より実施する。

(参考)	規約制定	平成5年7月1日
	同改訂	平成9年5月11日
	同	平成11年9月5日
	同	平成12年6月4日
	同	平成13年2月25日
	全面改訂	平成16年6月13日
	規約制定	平成18年5月14日
	同改訂	平成29年5月21日